

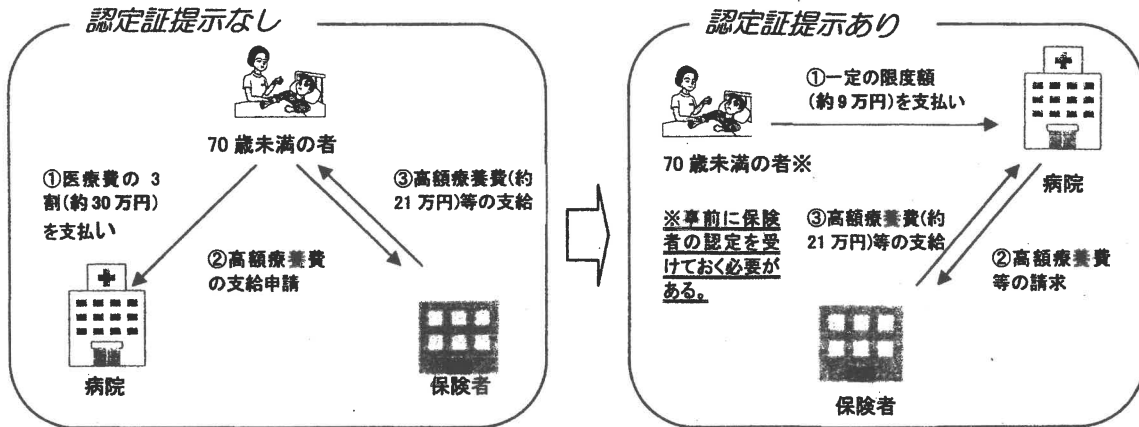
70歳未満の方 限度額適用認定証のご案内

▼『限度額認定証とは？』

医療費が高額の場合、病院の窓口での自己負担額を軽減できる制度です。
「限度額適用認定証」を提示することで、ひと月（月初～月末）分の窓口支払いが、
制度により決められた自己負担限度額までになります。

※自己負担限度額は所得によって異なります（表1参照）

例)入院医療費100万円の場合 〔この例は所得区分がウ（標準報酬月額28～50万円）となっています。実際は所得や医療費によって金額が異なります。〕



▼手続申請・申請や制度内容に関する問い合わせ窓口

〔 保険証の種類 〕

- ・国民健康保険 → 市区役所・町村役場の国民健康保険課
- ・協会けんぽ → 保険証下部に記載の事業所管轄担当窓口または各事業所担当窓口
- ・上記以外 → 保険証下部に記載の担当窓口

※前月からの入院の場合は翌月5日までに提示をお願いします
食事代・室料差額・オムツ代などは自費のため対象外です。

(表1)

適用区分		ひと月の自己負担限度額
ア	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費総額 - 842,000 円) × 1%
イ	標準報酬月額 53 万～79 万円	167,400 円 + (医療費総額 - 558,000 円) × 1%
ウ	標準報酬月額 28 万～50 万円	80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1%
エ	標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円
オ	市町村民税の非課税所得者等	35,400 円

〔令和3年4月現在〕

▼限度額適用認定証のご留意点

- ・限度額は、医療機関ごと、入外ごと、医科・歯科ごとになります。
- ・月をまたぐ場合、それぞれの月ごとに、限度額が発生します。
- ・基本的に前月分の申請は出来ません。ただし、緊急入院の場合など、前月分が必要な場合はご相談下さい。

▼提示に関する問い合わせ先

久留米大学病院 医事課 (会計担当) TEL: 0942-31-7605 (直通)